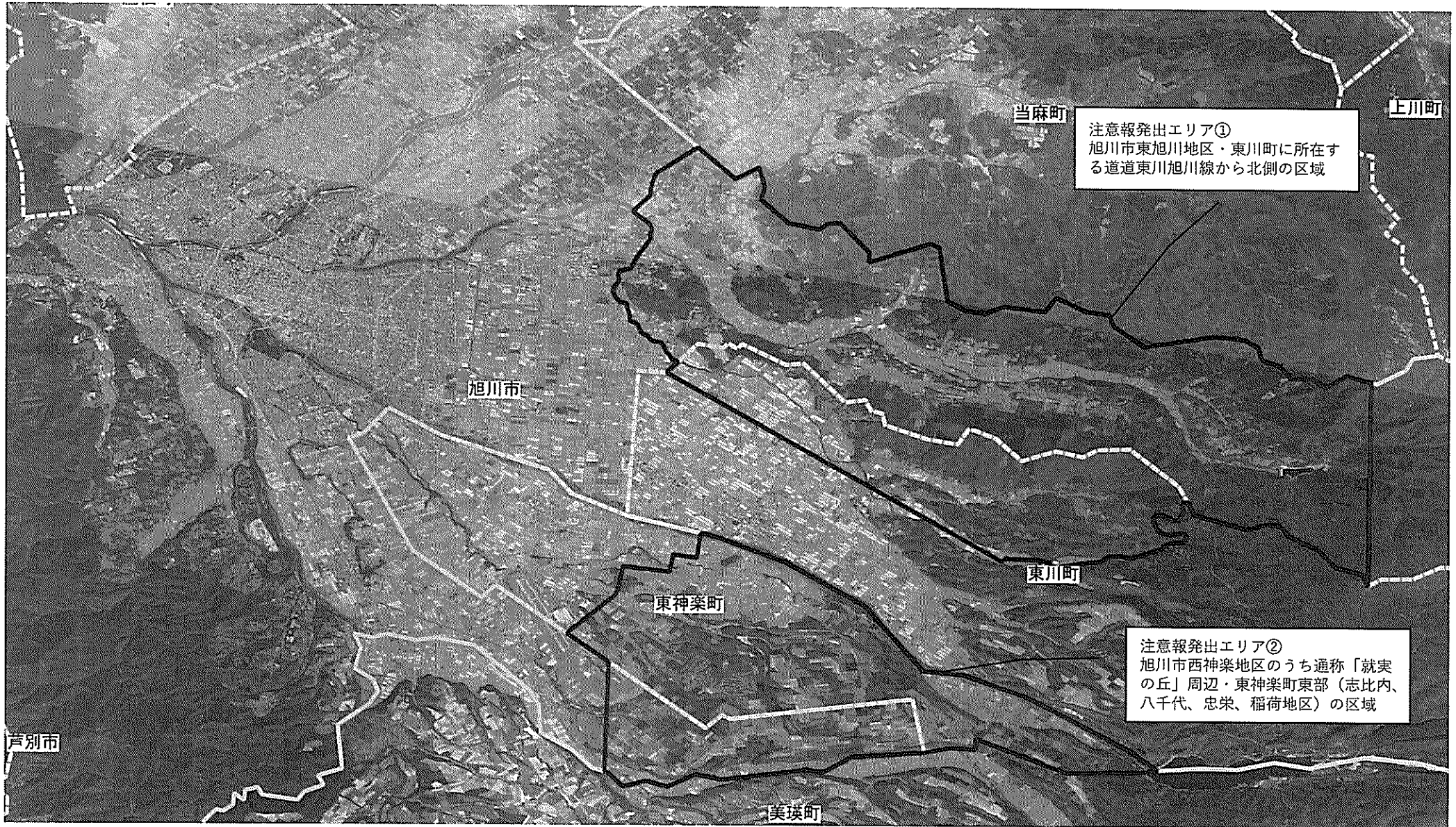




報道発表資料の配付日時 8月8日(月) 17時00分

発表項目 (行事名)	ヒグマ注意報の発出について(旭川市、東神楽町、東川町)																																						
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者																																					
		発表場所																																					
概要	<p>○ 7月14日以降、旭川市から東神楽町、東川町にかけての一部地域で、ヒグマの目撃、トウモロコシやスイカの被害が相次いでいるため、当該地域を対象に、ヒグマ注意報を発出し、道民等に注意を促します。</p> <p>○ 注意報は、本日(8/8)から9/7までの1ヶ月を目安に発出します。</p> <p><説明></p> <p>1 注意報を発出する地域</p> <p>① 旭川市東旭川地区、東川町に所在する道道東川旭川線から北側</p> <p>② 旭川市西神楽地区のうち通称「就実の丘」周辺、東神楽町東部(志比内、八千代、忠栄、稲荷地区)</p> <p>2 最近の主な出没、被害の状況</p> <p>○ 旭川市</p> <table border="0"> <tr><td>7/27</td><td>東旭川地区</td><td>農作物の被害</td></tr> <tr><td>7/29</td><td>東旭川地区</td><td>農作物の被害</td></tr> <tr><td>7/30</td><td>東旭川地区</td><td>目撃、農作物の被害</td></tr> <tr><td>8/1</td><td>東旭川地区</td><td>足跡、農作物の被害</td></tr> <tr><td>"</td><td>"</td><td>旭山公園内での目撃</td></tr> <tr><td>"</td><td>西神楽地区</td><td>足跡、農作物の被害</td></tr> <tr><td>8/3</td><td>西神楽地区</td><td>目撃、足跡、農作物の被害</td></tr> <tr><td>8/4</td><td>東旭川地区</td><td>農作物の被害</td></tr> </table> <p>○ 東川町</p> <table border="0"> <tr><td>7/29</td><td>西12号北</td><td>農作物の被害</td></tr> <tr><td>8/4</td><td>東3号北</td><td>農作物の被害</td></tr> </table> <p>○ 東神楽町</p> <table border="0"> <tr><td>7/14</td><td>稲荷地区</td><td>授粉用養蜂箱を荒らす</td></tr> <tr><td>8/3</td><td>八千代地区</td><td>授粉用養蜂箱を荒らす</td></tr> </table>			7/27	東旭川地区	農作物の被害	7/29	東旭川地区	農作物の被害	7/30	東旭川地区	目撃、農作物の被害	8/1	東旭川地区	足跡、農作物の被害	"	"	旭山公園内での目撃	"	西神楽地区	足跡、農作物の被害	8/3	西神楽地区	目撃、足跡、農作物の被害	8/4	東旭川地区	農作物の被害	7/29	西12号北	農作物の被害	8/4	東3号北	農作物の被害	7/14	稲荷地区	授粉用養蜂箱を荒らす	8/3	八千代地区	授粉用養蜂箱を荒らす
7/27	東旭川地区	農作物の被害																																					
7/29	東旭川地区	農作物の被害																																					
7/30	東旭川地区	目撃、農作物の被害																																					
8/1	東旭川地区	足跡、農作物の被害																																					
"	"	旭山公園内での目撃																																					
"	西神楽地区	足跡、農作物の被害																																					
8/3	西神楽地区	目撃、足跡、農作物の被害																																					
8/4	東旭川地区	農作物の被害																																					
7/29	西12号北	農作物の被害																																					
8/4	東3号北	農作物の被害																																					
7/14	稲荷地区	授粉用養蜂箱を荒らす																																					
8/3	八千代地区	授粉用養蜂箱を荒らす																																					
参考	<p>○ 過去の注意報の発出は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月 1日～4月30日 : 札幌市 ・ 6月 7日～7月 6日 : 新十津川町・滝川市・砂川市 ・ 7月15日～8月14日(予定) : 松前町 <p>○ 注意報発表に併せて、周辺住民や農家、観光客へ注意すべき身近な取組を呼びかけます。</p>																																						
報道(取材)に当たってのお願い	人身事故発生防止のため、積極的な報道をお願いします。																																						
他のクラブとの関係	同時配付	上川総合振興局																																					
	同時レク																																						
担当 (連絡先)	環境生活部自然環境局野生動物対策課ヒグマ対策室(担当者:井戸井) TEL:011-231-4111(内線24-398)ダイヤルイン:011-206-7987																																						

ヒグマ注意報発出区域 旭川市・東神楽町・東川町



注意報対象エリア

市町境界線

北海道ヒグマ注意報等の概要

■ 目的

道内において、ヒグマの市街地出沒や人身被害等が発生した際に、道民や来道者に対して、ヒグマによる人身被害防止などのため、注意報等を発出するもの。

※北海道ヒグマ管理計画 第2章の3(1)①ア(エ)

■ ヒグマ注意報等

- ・ ヒグマ警報（警報）
- ・ ヒグマ注意報（注意報）
- ・ ヒグマ注意喚起（注意喚起）

■ 注意報等の発出

<警報>

本庁と振興局で同時発出。
振興局は、関係する市町村に、事前に発出情報を提供。

<注意報>

本庁と振興局で同時発出。
なお、発出に当たっては、市町村等の意向を踏まえるものとする。

<注意喚起>

本庁は、必要に応じて道民や来道者へ注意を呼びかける。
振興局は、地域の実情に応じて地域の住民へ注意を呼びかける。

◎ 警報と注意報は、住民等に人身被害発生
の懸念があるときに発出

◎ 注意喚起は、ただちに人身被害の発生は
懸念されないが、注意を促す際に発出

< 注意報等の発出イメージ >

今回の発出ケース	市街地付近 (住民などが利用する生活圏)	市街地付近 以外 (ヒグマの生息圏)
人身被害発生	警報	注意報
出沒が頻発	注意報	必要に応じて 注意喚起
農業等被害発生	注意報	
その他		

< 発出基準等 >

注意報等	発出基準	対象区域	期間等
警報	市街地付近で、ヒグマによる人身被害が発生したとき。	ヒグマが出沒している若しくは被害が発生している市町村又はその区域。 ※ 地理的状況や被害状況を考慮し、隣接市町村を必要に応じて対象に加えることができる。	一ヶ月間を目安 ※ 必要に応じて延長
注意報	市街地付近で、ヒグマが頻繁に出沒、又は、ヒグマによる農業等被害が発生し、一般住民への人身被害の発生が懸念される時。 市街地付近以外で、ヒグマによる人身被害が発生したとき。		
注意喚起	広く一般に又は地域の実情を踏まえて注意を促すとき。	必要に応じ設定可	必要に応じ設定可

注意報等を発出した時は、「ヒグマ出沒時の対応方針」、「ヒグマ人身事故発生時の対応方針」に基づき、必要な対応を行う。

※ 市街地付近とは、市街地等（市街地、集落、人家稠密地域及びその周辺部）、通学路、不特定多数の人が利用する公園、観光施設等の区域並びにその周辺部をいう。